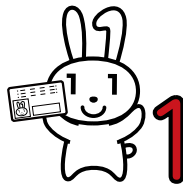


# 平成30年分 町民税申告・所得税の確定申告

【期間】2月18日(月)～3月15日(金)の役場開庁日  
 【時間】9時～16時30分(木曜日は19時まで受付)  
 【場所】役場1階101会議室  
 【問合先】税務課 税務係 ☎65・1076



## ■飯塚税務署での申告

【申告会場開設日】2月18日(月)から  
 (土・日・祝日は休み)(飯塚市芳雄町13-6)  
 【受付時間】9時～16時 ※受付時間終了間際は大変混雑するので、お早めにご来場ください。申告書を  
 書面で提出する方は、郵送でお早めをお願いします。

## ■桂川町での申告受付日程表

月	日	曜日	対象	月	日	曜日	対象
2月	18日	月	農業所得	3月	1日	金	土居三・平山一
	19日	火	農業所得		4日	月	土師五・天道・グレインヒルズ
	20日	水	笹尾一		5日	火	土師一・土師七
	21日	(木)	笹尾二		6日	水	土師二
	22日	金	土居二・二反田団地		7日	(木)	土師六・土師八
	24日	日	平日に申告できない方 (9時～16時30分)		8日	金	土居一
	25日	月	瀬戸・九郎丸		11日	月	吉隈一・吉隈二・土師三
	26日	火	寿命・土師十		12日	火	吉隈三・弥栄・桂ヶ丘
	27日	水	中屋・土師四・泉ヶ丘団地		13日	水	第一豆田・貴船・椿
28日	(木)	豆田・土師九・吉隈本町	14日	(木)	内山田・平山二		
				15日	金	全行政区	

※(木)は19時まで受付 ※日程の都合が悪い場合、他行政区の日でも申告できます  
 ※飯塚税務署でも申告できます

## ■平成30年分税申告期限と納期限

【所得税および復興特別所得税・贈与税】  
 3月15日(金)まで  
 【個人事業者の消費税および地方消費税】  
 4月1日(月)まで  
 ※申告書等の作成は、国税庁ホームページの  
 「確定申告書等作成コーナー」をご利用ください  
 「確定申告書等作成コーナー」で検索

- ①マイナンバーの記載
- ②申告者本人の本人確認書類の  
 提示または写しの添付  
 が必要です。

## 確定申告インフォメーション

確定申告は電子申告で！  
 平成31年1月から、国税  
 庁ホームページの『確定  
 申告書等作成コーナー』で  
 は、スマートフォンでも所  
 得税の確定申告書を作成・  
 提出することができます。

## ■軽減税率制度説明会開催

日時／平成31年1月10日・  
 17日、24日、31日(全て木)  
 【午前の部】10時～11時30分  
 【午後の部】14時～15時30分  
 場所／飯塚合同庁舎2階  
 その他／定員各会30名(先  
 着順)

問合先／飯塚税務署法人課

税第一部門

☎22・6710

※詳細については、国税庁  
 HPをご覧ください。

【国税庁HP】

www.nta.go.jp

## ■公的年金等受給者の方へ

次の①②いずれも満たす  
 場合、その年分の所得税の  
 確定申告をする必要はあり  
 ません。ただし、住民税の  
 申告が必要な場合があります。

①公的年金等の収入金額  
 が400万円以下

②公的年金等に係る雑  
 所得以外の所得金額が  
 20万円以下

※住民税の申告が必要な場  
 合があります。

## ■桂川町控除対象障がい者認定について

65歳以上で、障害者手帳をお持ちでない方でも、介護保険の認定情報の内容により、所得税及び住民税の障がい者控除の対象となることがあります。該当される方で税の申告等に必要な場合は、控除対象障がい者認定書を発行いたします。(発行には1週間程度かかります。)既に身体障害者手帳、療育手帳を所持している方、本人の所得税および住民税が非課税、または扶養者が非課税の方は申請する必要はありません。詳細については、広報けいせん2月号でお知らせします。

【問合先】保険環境課 医療介護保険係 ☎65・1097